

鳥取県告示第207号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サ ービス事業を行って いた事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	廃止年月 日
特定非営利活動法 人地域活動支援セ ンターおおぞら	米子市中島 二丁目1－ 33	ぼかぼかサポート	米子市中島二丁目1－ 33	居宅介護、行 動援護、同行 援護	平成25年 3月31日
社会福祉法人地域 でくらす会	米子市西倉 吉町83－3	ヘルパーステーショ ンまちくら	米子市西倉吉町83－3	同行援護	〃